

# 草津市公報

発行日 令和4年10月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 18 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 規 則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）…………… 1  
 草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則（子ども家庭・若者課）…………… 2  
 草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）…………… 2  
 草津市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）…………… 3  
 草津市事務分掌規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 5  
 草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則  
 （保険年金課）…………… 6

### ◎ 告 示

草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）…………… 8  
 公印の新調および廃止について（総務課）…………… 8  
 草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子ども・若者政策課）…………… 8  
 草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子ども・若者政策課）…………… 9  
 草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 （子ども・若者政策課）…………… 9  
 草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱  
 （人とくらしのサポートセンター）…………… 10  
 公示送達について（納税課）…………… 11  
 草津市子ども・若者支援協議会設置要綱（子ども家庭・若者課）…………… 13  
 草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）…………… 14  
 草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）…………… 16

### ◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 17  
 草津市デマンド型乗合タクシー運行事業に係る運行事業者の公募について（交通政策課）…………… 19

### ◎ 監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について…………… 20  
 定期監査の結果に関する報告の公表について…………… 21

### ◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）…………… 23  
 草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）…………… 23

# 規 則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市規則第38号

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第5項」を「第7項」に改める。

第9条中「認定長期優良住宅建築等計画」の右に「または認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別記様式第2号中「(新築／増築・改築)」を削り、「3 建築物の名称」を

「3 建築物の名称」を  
4 申請種別 (新築／増築・改築)」に改める。

別記様式第2号の2中「(新築／増築・改築)」を削り、「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第5項」を「第7項」に改める。

別記様式第3号中

「4 工事種別」を  
5 理由」を

「4 申請種別 (新築／増築・改築／既存)」を  
5 理由

注 この様式において「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。」に改める。

別記様式第4号中「(新築／増築・改築)」を削り、

「

|        |  |
|--------|--|
| 6 工事種別 |  |
|--------|--|

」を

「

|        |             |
|--------|-------------|
| 6 認定種別 | 新築／増築・改築／既存 |
|--------|-------------|

」に、

「注 ※欄は、記入しないでください。」を

「注1 ※欄は、記入しないでください。

2 この様式において、「既存」とは、上記の認定建築物（認定長期優良住宅）が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

3 「6 認定種別」が「既存」である場合は、「7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の監理をしている建築士等」および「8 工事施工者の住所および氏名」の欄は記入不要です。」に

改める。

別記様式第5号中「(新築／増築・改築)」を削り、

「

|        |  |
|--------|--|
| 7 工事種別 |  |
|--------|--|

」を

「

|        |            |
|--------|------------|
| 7 認定種別 | (新築／増築・改築) |
|--------|------------|

」に改める。

別記様式第6号中

「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書

(新築／増築・改築)」を

「住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」に

改め、「認定長期優良住宅建築等計画」の右に「または認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、

「

|        |  |
|--------|--|
| 6 工事種別 |  |
|--------|--|

」を

「

|        |             |
|--------|-------------|
| 6 認定種別 | 新築／増築・改築／既存 |
|--------|-------------|

」に、

「注 ※欄は、記入しないでください。」を

「注1 ※欄は、記入しないでください。

2 この様式において「既存」とは、上記の認定建築物（認定長期優良住宅）が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。」に改める。

別記様式第7号中「(新築／増築・改築)」を削り、

「認定長期優良住宅建築等計画」の右に「または

認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、  
「4 工事種別」を  
「4 認定種別（新築／増築・改築／既存）」に、  
「(※)は法第6条第4項において準用する建築  
基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3  
項の規定により所管行政庁が確認済証の交  
付を受けた場合に記入します。」を

「注1 この様式において「既存」とは、上記の  
認定計画が、法第5条第6項または第7項  
の規定による認定の申請に係るものである  
ことを指します。

2 (※)は法第6条第4項において準用す  
る建築基準法（昭和25年法律第201号）第  
18条第3項の規定により所管行政庁が確認  
済証の交付を受けた場合に記入します。」に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市長  
期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定め  
る様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え  
て、これを使用することができる。

(令和4年9月27日揭示済み)

草津市ひとり親家庭自立支援給付金に関する規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第39号

草津市ひとり親家庭自立支援給付金に関する規  
則の一部を改正する規則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する  
規則（平成25年草津市規則第58号）の一部を次のよう  
に改正する。

第4条第9項中「高等職業訓練促進給付金等資格喪  
失届」を「高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」  
に改め、同条第10項中「高等職業訓練促進給付金等受

給資格喪失書」を「高等職業訓練促進給付金支給決定  
取消通知書」に改める。

別記様式第1号中「子ども家庭課」を「子ども家  
庭・若者課」に、「20万円を」を「40万円を」に、  
「80万円」を「160万円」に、「雇用保険制度」  
を「雇用保険制度」に改める。

別記様式第2号中「38万円」を「48万円」に改め  
る。

別記様式第3号中「20万円を」を「40万円を」に、  
「80万円」を「160万円」に改める。

別記様式第9号中「高等職業訓練促進給付金支給事  
前申請書」を「高等職業訓練促進給付金等支給事前申  
請書」に、「子ども家庭課」を「子ども家庭・若者  
課」に改める。

別記様式第10号中「高等職業訓練促進給付金支給要  
件適合通知書」を「高等職業訓練促進給付金等支給要  
件適合通知書」に改める。

別記様式第11号中「高等職業訓練促進給付金支給要  
件不適合通知書」を「高等職業訓練促進給付金等支給  
要件不適合通知書」に改める。

別記様式第12号中「子ども家庭課」を「子ども家  
庭・若者課」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式の経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市ひと  
り親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の様式  
による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、こ  
れを使用することができる。

(令和4年9月28日揭示済み)

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第40号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正  
する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年9月30日揭示済み）

草津市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第41号

草津市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

（草津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第1条 草津市職員の育児休業等に関する規則（平成4年草津市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「により」の右に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の右に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（条例第2条の3第2号に規定する地方等育児休業をいう。以下この号において同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合

は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条第2項に次のただし書を加える。  
ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。

第3条の2を次のように改める。

（条例第2条の3第3号および条例第2条の4で定める特別の事情）

第3条の2 条例第2条の3第3号および条例第2条の4で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第3条の4（見出しを含む。）中「条例第2条の3第3号イ」を「条例第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 第3条の2に規定する事情に該当した場合
- 第3条の5（見出しを含む。）中「条例第2条の4第2号」を「条例第2条の4第3号」に改める。  
第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認等請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 第3条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号

については、引き続き承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面の交付に代えて他の適当な方法によることができる。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第7条の3の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第7条の4 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は別記様式第2号によるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条第1項、第4条関係)

育児休業承認等請求書

|               |   |
|---------------|---|
|               | 請求年月日 年 月 日   |
| 様             |   |
|               | 請求者 所属<br>職名<br>氏名  |
| 下記のとおり請求します。  |   |
| 1 請求に係る子      | 氏 名<br>続 柄<br>生 年 月 日 年 月 日生  |
| 2 請求の内容       | <input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く)<br><input type="checkbox"/> 同一の子にかかる3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)<br><input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長<br><input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長<br><small>(同一の子にかかる3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認または非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事業を記入)</small> |
| 3 請求期間        | 年 月 日から 年 月 日まで   |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで<br>年 月 日から 年 月 日まで<br>年 月 日から 年 月 日まで   |
| 5 配偶者         | 氏 名<br>育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで  |
| 6 備考          |   |

- (注)① この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄および生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入および証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄および「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業または2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- ⑥ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に歳に満たない子を養育する場合においては、その旨ならびに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄および生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、その旨および養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について既に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨ならびに当該承認に係る子の氏名および当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- ⑦ 該当する□には、レ印を記入すること。

※任命権者記入欄

|       |       |       |    |    |     |
|-------|-------|-------|----|----|-----|
| □ 承認  | 受理年月日 | 年 月 日 |    |    |     |
|       | 決裁年月日 | 年 月 日 |    |    |     |
| □ 不承認 | 決裁欄   | 課長    | 係長 | 担当 | 所属員 |
|       |       |       |    |    |     |

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条の2関係)

育児短時間勤務計画書

|  |                 |
|--|-----------------|
|  | 提出年月日 年 月 日     |
| (任命権者)   |                 |
| 様  |                 |
|  | 所属              |
|  | 職名              |
|  | 氏名              |
| 草津市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。 |                 |
| 1 請求に係る子   |                 |
| 子の氏名   | 生年月日 年 月 日生     |
| 2 請求者の計画   |                 |
| 請求期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 再度の請求予定期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 備考   |                 |

- (注)① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認等請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認等請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出される場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

別記様式第3号中

「2 届出の事由が発生した日 年 月 日」を  
「2 届出の事由が発生した日 年 月 日」  
3 育児休業等を終了する日 年 月 日」に、  
「② 該当する□には、レ印を記入すること。」を  
「② 該当する□には、レ印を記入すること。」  
③ 「3 育児休業等を終了する日」は「1 届出の事由」が「託児できるようになった」場合にのみ記入すること。」に改める。

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年草津市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等

に関する規則（令和2年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第21号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

（草津市職員の給与に関する規則の一部改正）

第4条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次のように改正する。

第32条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第38条第2項第2号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を「育児休業（第32条第2項第2号アおよびイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

（草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部改正）

第5条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前条第1項第4号に定める地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子

の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年9月30日揭示済み）

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第42号

草津市事務分掌規則の一部を改正する規則

草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条まちづくり協働部の表生活安心課の項中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 草津栗東行政事務組合に関すること。

第6条子ども未来部の表子ども・家庭若者課の項第8号中「子ども・若者の育成支援」の右に「および総合相談」を加える。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年9月30日揭示済み）

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第43号

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市医療費特別助成条例の一部改正)

第1条 草津市医療費特別助成条例施行規則(昭和53年草津市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、記載されている有効期限を過ぎた受給券については、助成対象者自身で破棄することができる。

第9条に次の1号を加える。

(4) 受給券の記載事項に変更が生じたとき。

別記様式第1号その1中

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 」を

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。 」に

改める。

別記様式第1号その2中

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 」を

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。 」に

改める。

別記様式第1号その3中

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。 」を

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。 ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。 」に

改める。

別記様式第1号その4中

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 」を

「 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。 ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。 」に

改める。

別記様式第2号その1中

「

上記のとおり申請(届出)をします。

なお、申請(届出)にあたり、助成対象者の属する世帯の課税台帳、住民基本台帳等必要事項について、調査・確認することを同意します。

また、加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還します。

」を

「

上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。

1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること

2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること

」に、

「寡婦(夫)」を「寡婦」に、「寡婦特例」を「ひとり親」に改める。

(草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則(昭和58年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、記載されている有効期限を過ぎた受給券については、助成対象者自身で破棄することができる。

第8条に次の1号を加える。

(3) 受給券の記載事項に変更が生じたとき  
別記様式第1号中

「

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。

」を

「

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。

ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。

」に

改める。

別記様式第2号中

「

上記のとおり申請(届出)をします。

なお、申請(届出)にあたり、助成対象者の属する世帯の課税台帳、住民基本台帳等必要事項について、調査・確認することを同意します。

また、加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還します。

」を

「

上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。

1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること

2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること

」に、

「寡婦(夫)」を「寡婦」に、「寡婦特例」を「ひとり親」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整



を加えて使用することができる。

(令和4年9月30日揭示済み)

## 告 示

### 草津市告示第265号

草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月20日

草津市長 橋 川 涉

草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱（平成31年草津市告示第122号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|            |                                     |      |
|------------|-------------------------------------|------|
| 創立50周年記念事業 | 記念講演会、市内企業展および草津商工会議所起業家大賞の開催に要する経費 | 3分の1 |
|------------|-------------------------------------|------|

#### 付 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

(令和4年9月20日揭示済み)

### 草津市告示第266号

#### 公印の新調および廃止について

公印を新調し、および廃止するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年9月20日

草津市長 橋 川 涉

### 1 新調印

滋賀県草津市長之印税務課専用



用 途 市税に関する諸証明用

開始日 令和4年9月21日

### 2 廃止印

滋賀県草津市長之印税務課専用



廃止日 令和4年9月20日

(令和4年9月20日揭示済み)

### 草津市告示第267号

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年草津市告示第368号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「草津市社会福祉法人等審査会において」を「草津市社会福祉法人等審査会による」に、「において妥当との答申を受けた者」を「に係る審議を経て市長が選定した者」に改める。

#### 付 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、改正後の草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱は令和4年度以後に実施される補助金の交付対象となる事業に適用する。

(令和4年9月22日揭示済み)

草津市告示第268号

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月22日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「において当該整備等について妥当との答申を受けたもの」を「による審議を経て市長が選定したもの」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、令和4年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

（令和4年9月22日揭示済み）

草津市告示第269号

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月26日

草津市長 橋川 渉

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

| 項目                  | 基準額   | 対象経費                         |
|---------------------|---|------------------------------|
| 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 | 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額<br>11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数<br>ただし、令和3年度にこの要綱による補助金の交付を受け、かつ、当該補助金の基準額を実績報告額 | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費 |

が下回る場合は、当該差額分を加えた額とする。※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヵ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヵ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。

なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で児童育成クラブに勤務している職員により算出すること。

ただし、3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

のうち市長が認める経費

別記様式第1号中

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

市町村名： \_\_\_\_\_

児童育成クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

| ① 事業実施期間      | 年月～年月 |
|---------------|-------|
| ② 補助金額（令和3年度） | 円     |
| ③ 補助金額（令和4年度） | 円     |
| ④ 補助額合計（②+③）  | 円     |

2. 賃金改善額

| 令和3年度                               |   |
|-------------------------------------|---|
| ⑤ 賃金改善見込額                           | 円 |
| ⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| 令和4年度                               |   |
| ⑦ 賃金改善見込額                           | 円 |
| ⑧ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額    | 円 |
| ⑨ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| ⑩ 賃金改善等見込額合計（⑦+⑧+⑨）                 | 円 |
| ⑪ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること |   |
| ⑫ 本事業による賃金改善の令和4年10月分以降の継続の有無       |   |

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

児童育成クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

」を

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業貸金改善計画書

市町村名： \_\_\_\_\_

児童育成クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

|                  |       |
|------------------|-------|
| ① 事業実施期間         | 年月～年月 |
| ② 基準額（令和3年度）     | 円     |
| ③ 補助金額（令和3年度）    | 円     |
| ④ ③-②            | 円     |
| ⑤ 基準額（令和4年度）※④含む | 円     |
| ⑥ 補助金額（令和4年度）    | 円     |
| ⑦ 補助額合計（③+⑥）     | 円     |

2. 貸金改善額

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 令和3年度                               |   |
| ⑧ 貸金改善見込額                           | 円 |
| ⑨ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| 令和4年度                               |   |
| ⑩ 貸金改善見込額                           | 円 |
| ⑪ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による貸金改善見込額    | 円 |
| ⑫ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| ⑬ 貸金改善等見込額合計（⑩+⑪+⑫）                 | 円 |
| ⑭ 本事業による貸金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること |   |
| ⑮ 本事業による貸金改善の令和4年10月分以降の継続の有無       |   |

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年月日

児童育成クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

改める。

別記様式第2号中

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業貸金実績報告書

市町村名： \_\_\_\_\_

児童育成クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

|               |       |
|---------------|-------|
| ① 事業実施期間      | 年月～年月 |
| ② 補助金額（令和3年度） | 円     |
| ③ 補助金額（令和4年度） | 円     |
| ④ 補助額合計（②+③）  | 円     |

2. 貸金改善額

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 令和3年度                               |   |
| ⑤ 貸金改善額                             | 円 |
| ⑥ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| 令和4年度                               |   |
| ⑦ 貸金改善額                             | 円 |
| ⑧ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による貸金改善見込額    | 円 |
| ⑨ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| ⑩ 貸金改善等額合計（⑦+⑧+⑨）                   | 円 |
| ⑪ 本事業による貸金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること |   |
| ⑫ 本事業による貸金改善の令和4年10月分以降の継続の有無       |   |

※黄色のセルについて記入をお願いいたします。

※貸金改善前後の貸金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年月日

児童育成クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

」に

」を

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業貸金実績報告書

市町村名： \_\_\_\_\_

児童育成クラブ名（支援の単位名）： \_\_\_\_\_

1. 補助額

|                  |       |
|------------------|-------|
| ① 事業実施期間         | 年月～年月 |
| ② 基準額（令和3年度）     | 円     |
| ③ 補助金額（令和3年度）    | 円     |
| ④ ③-②            | 円     |
| ⑤ 基準額（令和4年度）※④含む | 円     |
| ⑥ 補助金額（令和4年度）    | 円     |
| ⑦ 補助額合計（③+⑥）     | 円     |

2. 貸金改善額

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 令和3年度                               |   |
| ⑧ 貸金改善額                             | 円 |
| ⑨ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| 令和4年度                               |   |
| ⑩ 貸金改善額                             | 円 |
| ⑪ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による貸金改善見込額    | 円 |
| ⑫ 貸金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分          | 円 |
| ⑬ 貸金改善等額合計（⑩+⑪+⑫）                   | 円 |
| ⑭ 本事業による貸金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること |   |
| ⑮ 本事業による貸金改善の令和4年10月分以降の継続の有無       |   |

※貸金改善前後の貸金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年月日

児童育成クラブ名（支援単位名）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

改める。

付 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行し、改正後の草津市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

（令和4年9月26日揭示済み）

草津市告示第270号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

（令和4年9月29日揭示済み）

草津市告示第271号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状      | 4件  |
| (2) 軽自動車税（種別割）督促状 | 4件  |
| (3) 国民健康保険税督促状    | 31件 |
| (4) 差押調書（謄本）      | 3件  |

計42件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年10月7日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

|    | 氏名                | 住所                                | 市・県民税     | 自動車税(種別別) | 国民健康保険税 |
|----|-------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|---------|
| 1  | 隠岐 宗太郎            | 甲賀市甲賀町隠岐2086番地                    | 令和4年度第1期  |           |         |
| 2  | 山下 和代             | 彦根市川瀬馬場町742-3-104                 | 令和4年度第1期  |           |         |
| 3  | 藤井 豊哉             | 草津市南苅草二丁目9番3号                     | 令和4年度第1期  |           |         |
| 4  | 向平 敬              | 甲賀市水口町東名坂16番地-105号                | 令和4年度第1期  |           |         |
| 1  | 新庄 三次             | 草津市下等町1426番地                      | 令和4年度全期   |           |         |
| 2  | 矢田 清次             | 草津市草津二丁目5番32号                     | 令和4年度全期   |           |         |
| 3  | 小林 正太郎            | 草津市木川町848番地1-201 ARPEGE草津         | 令和4年度全期   |           |         |
| 4  | 馬場 康弘             | 草津市青地町581番地1-1102コンフォートテラオ        | 令和4年度全期   |           |         |
| 1  | 田川 良平             | 草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンボール1         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 2  | 小林 武史             | 草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイツ         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 3  | 草川 博章             | 草津市西袋川一丁目17番55-301号 リバコート         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 4  | 瀧園 光博             | 草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津        | 令和4年度第2期  |           |         |
| 5  | 川上 基              | 草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 6  | 中川 義浩             | 草津市上等四丁目3番29号 センチュリーハイツ木村 1404号   | 令和4年度第2期  |           |         |
| 7  | 大比翼 光樹            | 草津市草津三丁目16番7号 ハイツ高層 306号          | 令和4年度第2期  |           |         |
| 8  | 武薗 悠馬             | 草津市草津町1869番地3-106 ファミール駒坂         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 9  | LIANG HAOWEN 梁 浩文 | 草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ塔競館 1709号 | 令和4年度第2期  |           |         |
| 10 | 中島 渡汰             | 草津市草津町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ塔競館  | 令和4年度第2期  |           |         |
| 11 | 村上 安広             | 草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツククナガ         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 12 | 井下口 芳弘            | 草津市追分三丁目2番36号                     | 令和4年度第2期  |           |         |
| 13 | 齋藤 良郎             | 草津市木川町864番地 レジデンス草津 204号          | 令和4年度第2期  |           |         |
| 14 | 坂本 昭              | 草津市木川町952番地28                     | 令和4年度第2期  |           |         |
| 15 | WANG QIAN 王 乾     | 草津市矢倉一丁目2番10-1402号 UCD-ARROW      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 16 | 関宮 匠              | 草津市矢倉一丁目7番3-603号 リゾリエール・ベルジュ      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 17 | 鈴木 俊広             | 草津市野路東五丁目25番22-203号 マリーベールハイツA棟   | 令和4年度第2期  |           |         |
| 18 | LI HUAJING        | 草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエント         | 令和4年度第2期  |           |         |
| 19 | LIU TIANSHU       | 草津市野路東六丁目6番41-401号 ハイツ玉川          | 令和4年度第2期  |           |         |
| 20 | 高本 鎮男             | 草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 21 | 清藤 剛              | 草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュー      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 22 | 平野 誠士             | 草津市楠岡町3番地14                       | 令和3年度第9期  |           |         |
| 23 | 平野 誠士             | 草津市楠岡町3番地14                       | 令和3年度第10期 |           |         |
| 24 | 平野 誠士             | 草津市楠岡町3番地14                       | 令和4年度第1期  |           |         |
| 25 | 平野 誠士             | 草津市楠岡町3番地14                       | 令和4年度第2期  |           |         |
| 26 | 淺野 成人             | 草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ        | 令和4年度第2期  |           |         |
| 27 | 北野 雅己             | 草津市矢橋町69番地39                      | 令和4年度第2期  |           |         |
| 28 | 山西 美穂             | 草津市南苅草三丁目16番10号                   | 令和4年度第2期  |           |         |
| 29 | 斎藤 一              | 草津市南苅草三丁目22番15-1号                 | 令和4年度第2期  |           |         |
| 30 | 藤井 聖哉             | 草津市南苅草二丁目9番3号                     | 令和4年度第2期  |           |         |
| 31 | 淺谷 大器             | 草津市笠山二丁目3番69-412号 クローバーハイツIII     | 令和4年度第2期  |           |         |